コロンビア共和国
被害者支援総合補償ユニット
障害のある紛争被害者の
ソーシャルインクルージョンプロジェクト
事業完了報告書

2020年2月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）
人間開発部

人 間
ＪＲ
20-078

コロンビア共和国
被害者支援総合補償ユニット
障害のある紛争被害者の
ソーシャルインクルージョンプロジェクト
事業完了報告書

2020年2月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）
人間開発部

目　　次

第１章　プロジェクト基本情報 1
１－１　国　名 1
１－２　プロジェクト名 1
１－３　実施期間（計画・実際） 1
１－４　背　景 1
１－５　上位目標とプロジェクト目標 1
１－６　実施機関 2
１－７　協力機関 2
１－８　プロジェクトサイト 2

第２章　投　入 3
２－１　日本側の投入 3
２－２　コロンビア側カウンターパートの投入 6

第３章　プロジェクト活動と成果 9
３－１　成果1：第１次パイロットサイトのベースライン情報及びプロジェクト実施とインパクトに関する指標測定に必要な情報がまとめられる 9
３－２　成果2：第１次パイロットサイトで障害のある紛争被害者/障害者とその組織の能力が強化される 9
３－３　成果3：第１次パイロットサイトで障害に関する啓発の取り組みが強化される 13
３－４　成果4：第１次パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョンのために必要なアクセシビリティが改善される 14
３－５　成果5：パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略がまとめられる 20
３－６　プロジェクト目標の達成状況 21

第４章　合同モニタリングの結果 24
４－１　評価5項目を活用したモニタリング結果 24
４－２　プロジェクトに影響を及ぼした事項とリスク管理 28
４－３　類似案件から生かした教訓 29
４－４　本プロジェクトで得られた教訓 30

第５章　上位目標の達成への道筋 31
５－１　上位目標達成の見込み 31
５－２　コロンビア政府の実施体制と計画 31
５－３　コロンビア政府に対する提案 31
５－４　JICAによるモニタリング計画 31

付属資料一覧（本報告書には添付なし）

第１章　プロジェクト基本情報

１－１　国　名

コロンビア共和国

１－２　プロジェクト名

障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト（和）

Project for Social Inclusion of Conflict Victims with Disabilities in the Republic of Colombia（英）

１－３　実施期間（計画・実際）

計画：2014年度～2019年度（5年間）

実際：2015年3月～2020年3月（計画どおり）

１－４　背景〔討議議事録（Record of Discussion：R/D）に基づく〕

コロンビア共和国（以下、「コロンビア」と記す）は、40年以上続いている反政府ゲリラ組織、極右非合法武装組織と政府軍・警察との国内武力紛争により、多くの紛争被害者が生じ、被害者救済のための一定の法制度や組織を整備してきた。具体的には2011年6月、被害者を包括的に支援するための法律第1448号「被害者・土地返還法」（以下、「被害者法」と記す）を施行し、2021年までに紛争被害者として推定される560万人（全人口の約12％）の救済を行うことを決定し、同法の延長が検討されている。

その一方、紛争による地雷、性暴力、拷問等で障害を負った人々が多く存在しており、彼らに対する支援が喫緊の課題であったが、実態把握はいまだ不十分であり、社会復帰・社会参加（＝ソーシャルインクルージョン）の具体的な方策や関係機関の役割分担等も明確ではなく、救済が進んでいない状況であった。そこで、コロンビア政府は日本政府に対し本プロジェクトを正式に要請した。

本事業では、パイロットサイトの2市でベースライン調査を行い障害のある紛争被害者数やニーズを把握したあと、結果に基づき、カウンターパート機関である被害者ユニット及び関係省庁と共に、「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略」を開発する協力方向性がコロンビア・日本間で合意され、2014年7月4日にR/Dが締結され、2015年3月から2020年3月までの計5年間の本事業が開始した。

１－５　上位目標とプロジェクト目標

(1)　上位目標

障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略が促進される。

(2)　プロジェクト目標

パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略が促進される。

１－６　実施機関

被害者支援総合補償ユニット（以下、「被害者ユニット」と記す）

１－７　協力機関

保健・社会保障省（以下、「保健省」と記す）、労働省、国家教育省、内務省、大統領府対人地雷対策庁（旧DAICMA：現Oficina de Alto Comisionado para la Paz-AICMA）、国際協力庁、パイロットサイト県知事・市長、障害者団体

１－８　プロジェクトサイト

本プロジェクトは、前半（3年間）に第1次サイトで活動を展開し、後半（2年間）でサイトを変えて実証し、戦略を完成するデザインとなっている。

(1)　第1次パイロットサイト（4市）
　　アンティオキア県 グラナダ市及びメデジン市
　　サンタンデール県 エル・カルメン・デ・チュクリ市及びブカラマンガ市

(2)　第2次パイロットサイト（4市）
　　アンティオキア県 グラナダ市（継続）及びマリニージャ市
　　サンタンデール県 プエルト・ウィルチェス市及びレブリハ市

第２章　投　入

２－１　日本側の投入

(1)　長期専門家

指導分野	氏名・派遣期間
チーフアドバイザー/障害者ソーシャルインクルージョン	奥平　真砂子　2015年3月～2016年6月（1年3カ月）
チーフアドバイザー/人材育成	上條　貴子　2016年7月～2018年5月（1年10カ月）
チーフアドバイザー/人材育成	磯部　陽子　2018年8月～2020年3月（1年7カ月）
障害者エンパワーメント	山田　卓也　2015年3月～2017年3月（2年）
人材育成/業務調整	上條　貴子　2015年3月～2016年6月（1年3カ月）
業務調整	鈴木　和廣　2016年7月～2018年7月（2年）
障害者エンパワーメント/業務調整	奥田　桐子　2017年4月～2020年3月（2年11カ月）

(2)　短期専門家

指導分野	氏名・派遣期間
社会調査（ベースライン調査）	西野　宏（Value Frontier株式会社） 2015年8月～2016年1月のうち2週間の現地出張

(3)　第三国専門家（コスタリカ）

指導分野	氏名・派遣期間
ピア・カウンセリング指導	ウェンディ・パトリシア・バランテス・ヒメネス 2017年2月～3月の20日間
ピア・カウンセリング指導	エリエセル・マヌエル・バジェホス・モンティエル 2017年2月～3月の20日間
介助者	カテリン・アクーニャ・ガンボア　2017年2月～3月の20日間
介助者	アダン・ホスエ・ケサダ・オルティス　2017年2月～3月の20日間

(4)　運営指導調査（主な調査）

指導分野	氏名・派遣期間
障害平等研修と運営指導	久野　研二　2017年5月～7月のうち38日間

(5)　ローカルコンサルタント

担当分野	期　間
ベースライン調査	「Econometría」社と契約　2015年8月～2015年12月
保健・エンパワーメント	カロリーナ・エバンス 2016年4月～2016年10月及び2016年10月～2020年3月

リーダーシップ学校支援	アレクサンドラ・メヒア　2016年9月～2018年3月
リーダーシップ学校支援	フアン・ガブリエル・ゴメス　2016年9月～2018年3月
プロジェクトアシスタント	ナタリア・モリナ　2015年6月～2016年5月
プロジェクトアシスタント	ドゥマル・リベロス・ボラーニョス　2018年9月～2019年3月
プロジェクトアシスタント	クリスティアン・レオナルド・ガルシア　2019年5月～2020年2月

（6）　本邦研修（計1回）

科　目	
「ソーシャルインクルュージョン推進のための制度改革と障害者のエンパワーメント」	
期　間	
2016年2月1日～2016年2月12日（12日間）	
組織名	氏名（10名＋介助者1名）
被害者ユニット	マルタ・セシリア・ゴンサレス・アバロス マリア・アンヘリカ・セラト・アヤ レイディ・ナジベ・ベルムデス・ロドリゲス
保健・社会保障省（保健省）	フアン・パブロ・コレドール・ポングタ
対人地雷総合対策	ルーシー・ジョアナ・サルガド・サンチェス
内務省	アナ・マリア・アルマリオ・ドレセル
大統領府障害者委員会	フアン・パブロ・サラサル・サラマンカ
教育省	アリシア・バルガス・ロメロ
労働省	ルシアノ・ペルフェッティ
障害者代表	ヘルマン・アルフォンソ・エチャバリア

（7）　課題別研修（プロジェクト関係者の派遣）

研修名	年　度	参加者/所属先
JICA沖縄「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる 障害者の社会参加と生計Ａ」	2016年度	アイデー・モンテロ・ラミレス/Tobe自立生活センター
JICA北海道「地域社会に根ざしたリハビリテーション（CBD）及び地域社会に根ざしたインクルーシブな開発（CBID）の導入研修」	2017年度	マリー・クルス・ヒラルド/グラナダ市役所
JICA東京「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」	2017年度	レイディ・アンドレア・エレーラ・エスピノサ/コロンビアパラリンピック委員会
JICA東京「地域活動としての知的・発達障害者支援」	2018年度	レオナルド・モンテネグロ・コロナド/被害者ユニット
JICA沖縄「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる 障害者の社会参加と生計Ａ」	2019年度	ネルソン・カダビッド・オッサ/労働省 エバ・テレサ・バレンシア/被害者ユニット ニディア・エリサ・エチェベリー・マルランダ

		/被害者ユニット
JICA四国「インクルーシブ教育実践強化」	2019年度	アルフレド・オラジャ・トロ/教育省 アナ・エレーナ・アランゴ/アンティオキア県教育局 カルメン・セシリア・ロドリゲス/サンタンデール県教育局
JICA東京「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」	2019年度	モニカ・マルセラ・ベタンクール・ハラミージョ/Reflejo del alma Fundación（魂の反射財団）
JICA東京「地域活動としての知的・発達障害者支援」	2019年度	ノルマン・ジェシッド/労働省

（8） 日本側総投入額

当初計画額：3億3,690万3,898円

実施計画額：3億3,947万1,434円

（9） 機材供与：約25万円[1]

必要に応じ購入する計画であったなか、プリンター1台、プロジェクター4台（合計約780万コロンビアペソ相当額）を在外事業強化費にて購入し、活動で使用後、カウンターパートへ譲与した。

No.	物品名称	メーカー	規格・品番	数量	取得価格（コロンビアペソ）
1	プロジェクター	ESPSON	PowerliteS18	1	1,699,000
2	プロジェクター	ESPSON	PowerliteS18	1	1,699,000
3	プロジェクター	ESPSON	PowerliteS18	1	1,927,200
4	プロジェクター	ESPSON	X36	1	1,650,000
5	プリンター	ESPSON	L575	1	840,000
				合　計	7,815,200

（10） 在外事業強化費：約9,100万円[2]

プロジェクト期間中、総額約9,100万円がプロジェクト活動のための在外事業強化費として支出された。在外事業強化費の主な項目は、調査及び研修等の活動費、ローカルコンサルタント傭上費、成果品製作費である。年度ごとの詳細は次表のとおり（一部、在外事務所執行分を含む）。

[1] 2020年2月JICA精算レート（1コロンビアペソ＝0.03216円）で算出

[2] 同上

年　度	在外事業強化費の主な項目	金　額 （コロンビアペソ）	年度合計 （コロンビアペソ）
2015年度	ベースライン調査費	426,522,675	740,651,874
	調査及び活動実施費	276,395,870	
	ローカルコンサルタント傭上費	37,733,329	
2016年度	研修等活動費	520,045,508	637,473,828
	ローカルコンサルタント傭上費	117,428,320	
2017年度	研修等活動費	610,419,787	763,867,037
	ローカルコンサルタント傭上費	153,447,250	
2018年度	研修等活動費	146,690,105	257,298,355
	ローカルコンサルタント傭上費	110,608,250	
2019年度	研修等活動費	219,735,681	420,175,503
	ローカルコンサルタント傭上費	137,268,822	
	成果品製作費	63,171,000	
合　計			2,819,466,597

（11）　現地活動の主な項目

年　度	主な投入
2015年度	ベースライン調査費、活動費、ローカルコンサルタント傭上費など
2016年度	研修等活動費、ローカルコンサルタント傭上費など
2017年度	研修等活動費、ローカルコンサルタント傭上費など
2018年度	研修等活動費、ローカルコンサルタント傭上費など
2019年度	研修等活動費、ローカルコンサルタント傭上費、成果品製作費など

２－２　コロンビア側カウンターパートの投入

（1）　カウンターパートの配置

担当分野	氏名、肩書、期間
プロジェクトディレクター	パウラ・ガビリア・ベタンクール/長官/2015月3月27日～2016年4月19日
プロジェクトディレクター	アラン・ハラ/長官/2016年6月2日～2017年8月13日
プロジェクトディレクター	ジョランダ・ピント・アファナドール/長官/2017年8月14日～2018年9月3日
プロジェクトディレクター	ラモン・アルベルト・ロドリゲス・アンドラデ/長官/2018年9月4日～現在
プロジェクトマネジャー	マリア・アンヘリカ・セラト・アヤ/スキルとダイバーシティ部/2015年3月27日～2016年9月19日
プロジェクトマネジャー	アナ・マリア・トーレス・サンス/長官室アドバイザー/2016年

	11月28日～2019年6月4日
プロジェクトマネジャー	レオナルド・モンテネグロ・コロナド/差異とジェンダーアプローチグループ長/2019年6月27日～現在
プロジェクトコーディネーター	レイディ・ナジベ・ベルムデス・ロドリゲス/差異とジェンダーアプローチグループ/2015年3月27日～現在

(2) 執務室の提供

被害者ユニット内に専門家執務スペース、会議室、関連設備の提供を行った。

(3) プロジェクトに関するデータへの情報アクセス

専門家の要望に応じ、随時、障害者数や治安関連情報の提供を行った。

(4) 主な投入項目

年	主な投入
2015年	・プロジェクト担当者1名の人件費 ・プロジェクトマネジャー1名の人件費 ・メデジンとブカラマンガ市における会場費 ・メデジンとブカラマンガ市各1名の担当者人件費など
2016年	・プロジェクト担当者1名の人件費 ・プロジェクトマネジャー1名の人件費 ・メデジンとブカラマンガ市における会場費 ・メデジンとブカラマンガ市各1名の担当者人件費など
2017年	・プロジェクト担当者1名の人件費 ・プロジェクトマネジャー1名の人件費 ・メデジンとブカラマンガ市における会場費 ・メデジンとブカラマンガ市各1名の担当者人件費など
2018年	・プロジェクト担当者1名の人件費 ・プロジェクトマネジャー1名の人件費 ・メデジンとブカラマンガ市における会場費 ・メデジンとブカラマンガ市各1名の担当者人件費 ・ピア・カウンセラー3名に対する謝金など
2019年	・プロジェクト担当者1名の人件費 ・プロジェクトマネジャー1名の人件費 ・メデジンとブカラマンガ市における会場費 ・メデジンとブカラマンガ市各1名の担当者人件費 ・ピア・カウンセラー3名に対する謝金（5都市への派遣）など
2020年	・プロジェクト担当者1名の人件費 ・プロジェクトマネジャー1名の人件費など

(5)　その他

カウンターパートの交通費や光熱費、プロジェクトスペースの電気代、水道代、第2プロジェクトサイトでの主な活動費を提供した。

第３章　プロジェクト活動と成果

プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）に沿い以下の活動を実施した。なお、PDMはR/Dで合意された初版から、ベースライン調査及びその後の活動進捗状況を踏まえ、二度の改定を行った。

３－１　成果1：第１次パイロットサイトのベースライン情報及びプロジェクト実施とインパクトに関する指標測定に必要な情報がまとめられる

達成度：以下の指標の達成状況から、成果1は達成されている。

成果指標	達成状況・実績
1-1　ベースライン調査報告書が完成する	達成されている。 ・　国別障害情報を追加で作成し、ベースラインにない新情報（例：2018年の国勢調査の結果等）について、専門家2名が随時更新・活用している。

国勢調査データ（2005年）及び3つの業務統計データ、すなわち被害者ユニットの被害者統一記録（RUV）、保健省の障害者在所・特性記録（RLCPD）、DAICMAの地雷対策情報管理システム（IMSMA）は存在していたが、障害のある紛争被害者の数のデータ及び生活状況を示す質のデータは限られていた。そこで第1次パイロットサイトであるグラナダ市とエル・カルメン・デ・チュクリ市の2市に絞り、現地コンサルタント会社が障害のある紛争被害者/障害者、計919名の障害者へのアンケート調査を実施した。アンケート実施前の事前の障害者特定とデータの信頼性チェックに時間がかかり、8カ月ほど調査実施が遅れ、一部の活動に遅延が生じた。しかしながら、ベースライン調査の結果を通じてコロンビア・日本側関係者が障害のある紛争被害者の現状に係る基本的な共通理解を醸成でき、プロジェクト活動の方向性がより明確となったため、活動が活発化し、遅れを取り戻すことができた。

加えて、日本人専門家が活動を行っていくなかで、首都のボゴタ市も含むコロンビア全体の社会保障制度や障害福祉サービス、各セクターの法律等が必要と考えられたことから、不足している部分を含めて2018年に国別障害情報（和）を作成・更新し、専門家がプロジェクト活動で活用した。

３－２　成果2：第１次パイロットサイトで障害のある紛争被害者/障害者とその組織の能力が強化される

達成度：以下の指標の達成状況から、成果2の達成度は高い。

成果指標	達成状況・実績
2-1　成果2で紹介された技術を活用して活動を指導している障害のある紛争被害者/障害者が20人を越える。	達成されている。 ・　リーダーシップ学校で育成した43名の障害者リーダーのうち20名以上が各自の居住市（第1次パイロットサイト含む）で、習得した技術・知識を生かした主体的活動を行っている。
2-2　第1次パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョンを促進する研修活動が10回実施される。	達成されている。 ・　43名のリーダーシップ学校の修了生が第1次パイロットサイトで合計10回以上の研修活動を実施した。
2-3　第1次パイロットサイトにおいて、成果2で強化された組織が障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョンを促進する活動を10回実施する。	中程度達成されている。 ・　当事者組織が未形成のため、組織としての活動はほとんど実施されてこなかったが、内務省による自助団体形成を目的とする研修に、成果2のプロジェクトの方法論・教訓を組み入れ、組織形成・強化の道筋をつけることができた

2016年7月から2018年3月までの1年8カ月間「リーダーシップ学校」と命名した障害者向けの能力強化研修をメデジン市とブカラマンガ市の2都市で実施し、43名の障害者リーダーを育成した。

表－１　「リーダーシップ学校」講義一覧（全13回）

回	講師・講義内容
第1回	障害及び紛争被害者に関する法律 （講師：被害者ユニット）
第2回	障害及び紛争被害者に関する法律、コミュニケーションスキル （講師：被害者ユニット）
第3回	ソーシャルスキル （講師：被害者ユニット）
第4回	コロンビアの障害認定制度、障害者登録システム （講師：保健省及び保健局の行政官）
第5回	ピア・カウンセリング集中講座 （講師：コスタリカより招聘ピア・カウンセラー）
第6回	保健サービスの申請、苦情のしかた、課題分析 （講師：国内のSUPERSALUD（保健サービス監督機関）
第7回	障害平等研修ファシリテータ養成講座 （講師：JICA久野研二専門員）
第8回	インクルーシブ教育の法律・実践（講師：教育省）
第9回	就労、民間企業による雇用の現状（講師：労働省、民間企業）

第10回	当事者組織強化（講師：内務省）
第11回	当事者組織強化（講師：民間企業）
第12回	リーダーシップ学校の振り返り、成果と分析（講師：プロジェクト）
第13回	閉校式、成果発表会、修了書授与

表－２　卒業した障害者リーダー 一覧（43名）

No.	氏　名	障害タイプ	県	所属組織
1	フアン・エステバン・モントーヤ・モントーヤ	重複（知的・身体）	アンティオキア	アンティオキア県コミュニティレベル障害委員会
2	ルス・ステラ・エナオ・ダサ	身体	アンティオキア	サンアントニオ市障害者コミティ、Fuerza Incluyente Medellín 障害者ネットワーク
3	ドリス・ジャネス・アルバレス・ハラミージョ	身体	アンティオキア	個人
4	ブライアン・ステベン・ペレス・ベニテス	身体	アンティオキア	Fuerza Incluyente Medellín 障害者ネットワーク
5	アデライダ・ロペス・アジャラ	身体	アンティオキア	アンティオキア県コミュニティレベル障害委員会
6	ウェンディ・ガビリア・カルドナ	身体	アンティオキア	ラテン地域小人症協議会
7	アルテル・ディクソン・ゴメス・ロンドーニョ	身体	アンティオキア	Medellín Futuro（メデジン市の新障害政策策定委員会）
8	アナ・ソフィア・ロドリゲス・ベドヤ	身体	アンティオキア	REDDIS
9	ヘルマン・アルフォンソ・エチャバリア・ガルシア	身体	アンティオキア	Fuerza Incluyente Medellín 障害者ネットワーク
10	カルロス・マリオ・サルダリアガ・オリベロス	身体	アンティオキア	
11	ルイス・エドゥアルド・イササ・ヒル	身体	アンティオキア	Fuerza Incluyente Medellín 障害者ネットワーク
12	ディエゴ・マウリシオ・ガジェゴ・ブスタマンテ	身体	アンティオキア	Fuerza Incluyente Medellín 障害者ネットワーク
13	グロリア・アンパロ・ウレゴ・レストレポ	身体	アンティオキア	アンティオキア障害のある紛争被害者委員会、サンハビエル市女性委員会
14	ナンシー・デル・ソコロ・ゴンサレス・アルバレス	身体	アンティオキア	Fuerza Incluyente Medellín 障害者ネットワーク

15	リネイ・マリア・コントレラス・ロベロ	身体	コルドバ	
16	セサル・アルフォンソ・モレーノ	身体	アンティオキア	
17	レイディ・アンドレア・エレーラ・エスピノサ	視覚	アンティオキア	全国視覚障害者協会
18	オマイア・デル・ソコロ・ガルシア・ポラス	視覚	アンティオキア	全国視覚障害者協会、REDDIS
19	ルイス・アルベルト・パラシオ	視覚	アンティオキア	アンティオキア障害のある紛争被害者委員会
20	ジョル・アレクサンドラ・メヒア・ガルシア	視覚	アンティオキア	全国視覚障害者協会
21	マリソル・ロペス	聴覚	アンティオキア	
22	ハイロ・アレハンドロ・マルティネス・ボオルケス	聴覚		
23	ベアトリス・エレナ・リンコン・パティニョ	聴覚	アンティオキア	
24	ネストル・ニーニョ・リサラソ	重複（身体と視覚）	サンタンデール	
25	マルコス・メディナ・メディナ	身体	サンタンデール	Fundahéroes協会
26	アデラ・バジョナ・ビジャミサル	身体	サンタンデール	Mujeres sin limites協会
27	グラディス・スレイマ・ルエダ・ビジャミサル	身体	サンタンデール	Mujeres sin limites協会
28	デニンソン・ロドリゲス・スアレス	身体	サンタンデール	
29	ディアナ・ミレナ・アリサ・ピンソン	身体	サンタンデール	
30	フアン・カブリエル・ゴメス・エルナンデス	身体	サンタンデール	
31	マリア・エウヘニア・コレア・アルディラ	身体	サンタンデール	
32	ジュリ・アンドレア・アリサ・リベラ	身体	サンタンデール	ブカラマンガ私立大学福祉学部
33	ジェシカ・パオカ・ゴメス・ロハス	視覚	サンタンデール	
34	フアン・ダビッド・ペレス	視覚	サンタンデール	
35	ネフタリ・アロジャベ	視覚	サンタンデール	

36	エルメス・アレクサンデル・ロペス・グティエレス	視覚	サンタンデール	Invidentes siglo XXI
37	ハビエル・リカルド・ピミエント・セケダ	視覚	サンタンデール	
38	ハイロ・エルナンデス・ランヘル	聴覚	サンタンデール	Asorsan聴覚障害者団体
39	アルベルト・ラファエル・ポロ・ディアス	聴覚	サンタンデール	Asorsan聴覚障害者団体
40	イサイル・リカルド・ロドリゲス・ソラノ	聴覚	サンタンデール	Asorsan聴覚障害者団体
41	ジョシッド・ナイロビ・コルソ	聴覚	サンタンデール	Asorsan聴覚障害者団体
42	ラウラ・アンパロ・サンチェス・エスピノサ	聴覚	サンタンデール	
43	サンディ・ピント	聴覚	サンタンデール	

卒業生たちは学んだ知識と技術を生かし、第1次パイロットサイト及び居住地域で啓発活動を展開し、継続している。また被害者ユニットが育成された卒業生をピア・カウンセラーとして雇用し、各地でピア・カウンセリング・セッションを開始している。

３－３　成果3：第1次パイロットサイトで障害に関する啓発の取り組みが強化される

達成度：以下の指標の達成状況から、成果3は達成されている。

成果指標	達成状況・実績
3-1　活動に参加した80％以上の人が、障害やソーシャルインクルージョンについての知識を増やす。	達成されている。 ・　第1次パイロットサイトの保健、教育、労働、エンパワーメントの各セクター関係者に対する障害啓発研修を実施したことにより、研修参加者が障害に関する理解を深めた。
3-2　市の4つの行動計画が、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョンに向けた具体的な活動を組み込んでいる。	達成されている。 ・　リーダーシップ学校修了生による障害平等研修（Disability Equality Training：DET）を通じた居住市その他での啓発活動を実施済。

障害のある紛争被害者/障害者の社会参加を促進していくには、障害当事者自身が力をつける成果2の活動と並行し、障害児・者福祉の直接サービスを担う医療従事者、教員、就労支援者らが、障害の社会モデルの一定の理解を身に着ける必要があった。そこで成果3では保健、教育、就労セクターにおいて、コロンビア側が継続的に実施可能な啓発研修を開発し、標準化した。

３－４　成果4 : 第1次パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョンのために必要なアクセシビリティが改善される。

達成度：以下の指標の達成状況から、成果4は達成されている。

成果指標	達成状況・実績
4-1　保健セクターにおいて、県・市レベルの機関で働く研修を受けた病院職員と医療関係者の少なくとも80%が、障害のある紛争被害者/障害者に対して、障害の差異に着目した接遇のための知識と実用的ツールを身に着けている。	達成されている。 ・　研修参加者の80%以上が、障害の差異に着目した接遇のための知識と実用的ツールが身に着いたと回答した。
4-2　保健セクターにおいて、研修を受けた人の少なくとも80%が、自分の職務に適用するための日常生活活動の知識と実用的ツールを身に着けている。	達成されている。 ・　研修参加者の80%以上が、日常生活活動の知識と実用的ツールが身に着いたと回答した。
4-3　優先事例検討ルートを通じて申請されたヘルスケアとリハビリテーションの申請のうち、少なくとも70％が各機関の裁量に応じて取り組まれる。	達成されている。 ・　優先事例検討ルートを通じて申請されたヘルスケアとリハビリテーションのうち70%以上が取り組まれた。
4-4　紛争被害のある/ない障害児童・生徒のインクルーシブ教育に向けて、アクセシビリティに関する必要な活動を反映した学校改善計画が6つ実施される。	達成されている。 ・　第１次パイロットサイトの2市（グラナダ市、エル・カルメン・デ・チュクリ市）で6つ以上の学校改善計画が実施済み。
4-5　障害のある紛争被害者への合理的配慮を伴った農村起業プログラムが少なくとも1つの第1次パイロットサイトにて実施される。	達成されている。 ・　第1次パイロットサイトのグラナダ市で実施された。

保健・教育・就労・エンパワーメント・被害者セクターの5分野において、既存・新規リソースを活用し、誰が、何をすれば障害のある紛争被害者/障害者の社会参加を達成できるかの実行可能な方法＝「ソーシャルインクルージョン戦略」を開発した。

各種の人材育成活動を通じ、開発された戦略は以下のとおりである。

(1)　活動4-1～4-3　保健セクターの戦略

障害のある人々の医療・保健サービス受診の状況・ニーズ把握後、特に農村部（都市カテ

ゴリー5、6）において障害者が基礎的な医療サービスを受ける実行可能な仕組みの構築をめざし、プロジェクトは保健省と県保健局へ協力し、戦略を開発した。具体的には、①市や病院に点在していた障害者情報を県保健局が一元化・管理局による病院への技術支援、②障害者が病院へ通うルートの開発、③県保健局が医療従事者へ標準化された啓発・知識向上研修、を導入し、障害者の医療へのアクセス及び医療従事者による障害者対応を改善させる戦略を策定した。パイロットサイトでは持続性も担保されており、保健省が他県への戦略展開の準備を進めている。

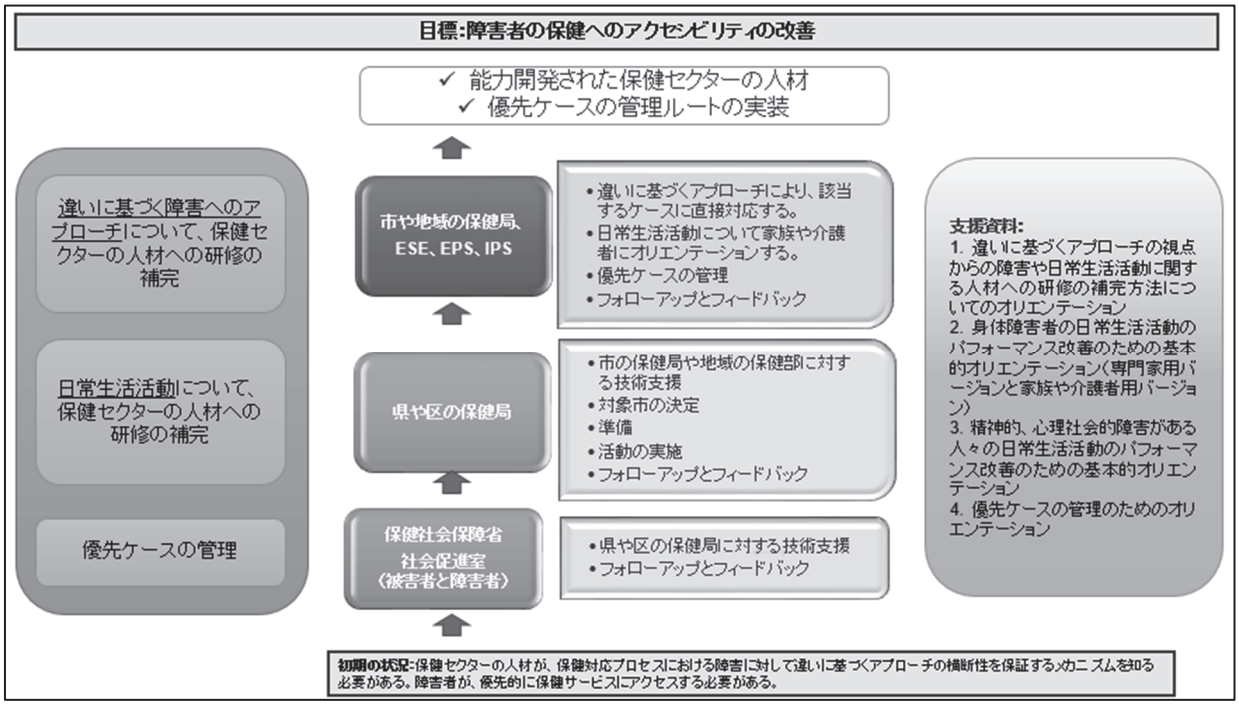

図－１　保健戦略

（2）　活動4-4　教育セクターの戦略

学校に通えない障害児が多く存在する地方において、障害児/障害のある紛争被害児が地域の学校に通え、他の子どもたちと一緒に授業を受けられるよう、教育省とインクルーシブ教育の政令と被害者法に基づく実施可能な戦略を開発した。教育省から県教育局への啓発研修⇒教育局が家にいる障害児を探し出す⇒障害児登録と予算申請⇒個別指導計画の策定・実施⇒評価の一連の実施可能な戦略を完成させた。教育省は当初、義務教育卒業後の職業訓練や生涯学習の開発にも期待していたが、教育施設及び教師調査から、プロジェクト期間中は義務教育に特化した。

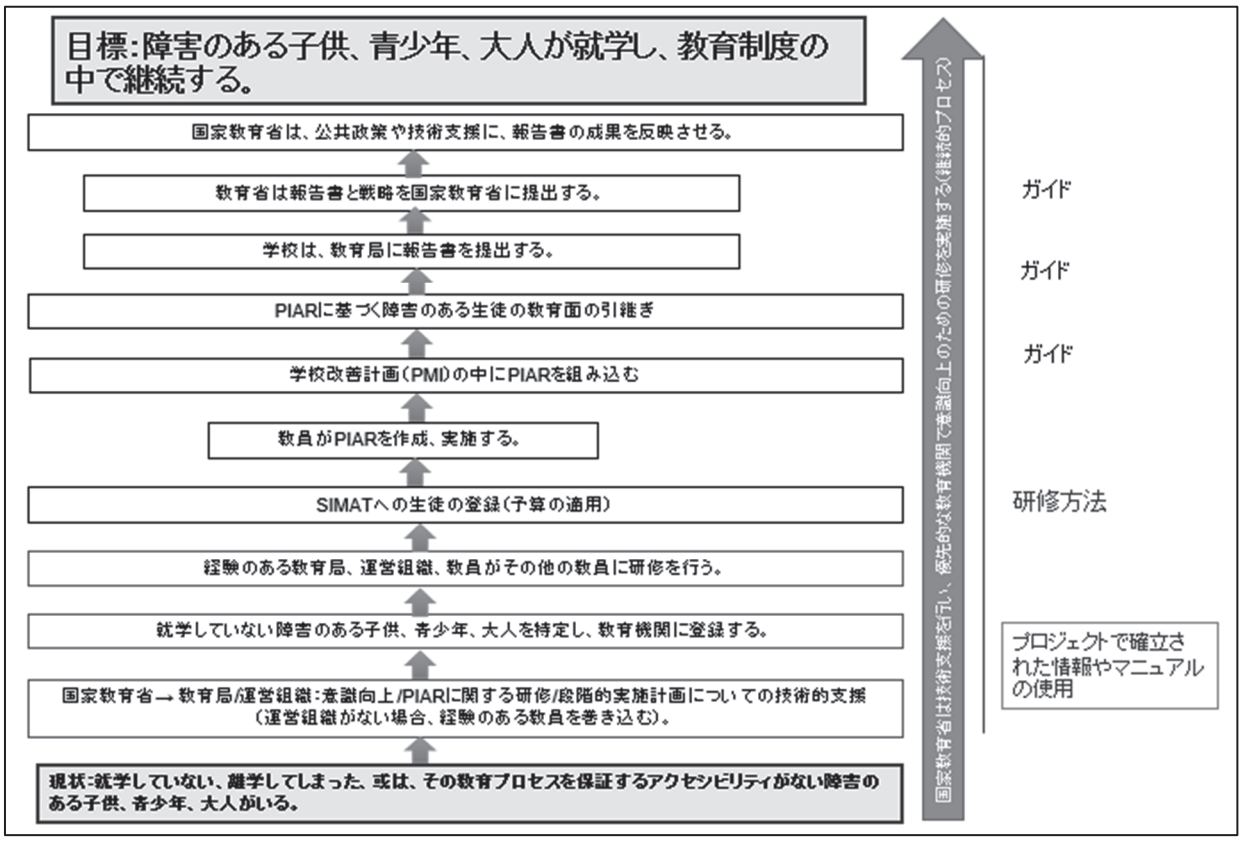

図－２　教育戦略

(3)　活動4-5　就労セクターの戦略

労働省による既存の被害者支援プログラムを活用し、これまで自分自身で収入を得る機会をもてなかった農村部の障害のある紛争被害者が就業し、一定の収入を得るための戦略を開発した。労働省が主体となって現場の技術支援チームを発足⇒支援チームが障害者の職業能力の評価⇒職務環境の分析⇒合理的配慮計画の策定・実施⇒市や民間企業による農作物等などの販売に関するアドバイス⇒活動評価、から成る戦略を完成させた。障害者が就労し、収入を得る本戦略の持続性は担保されており、屋外へ出なかったり、家族以外の人との交流がなかった他の障害者にも影響を与える良いインパクトもみられたため、労働省は戦略を他市展開する準備を進めている。

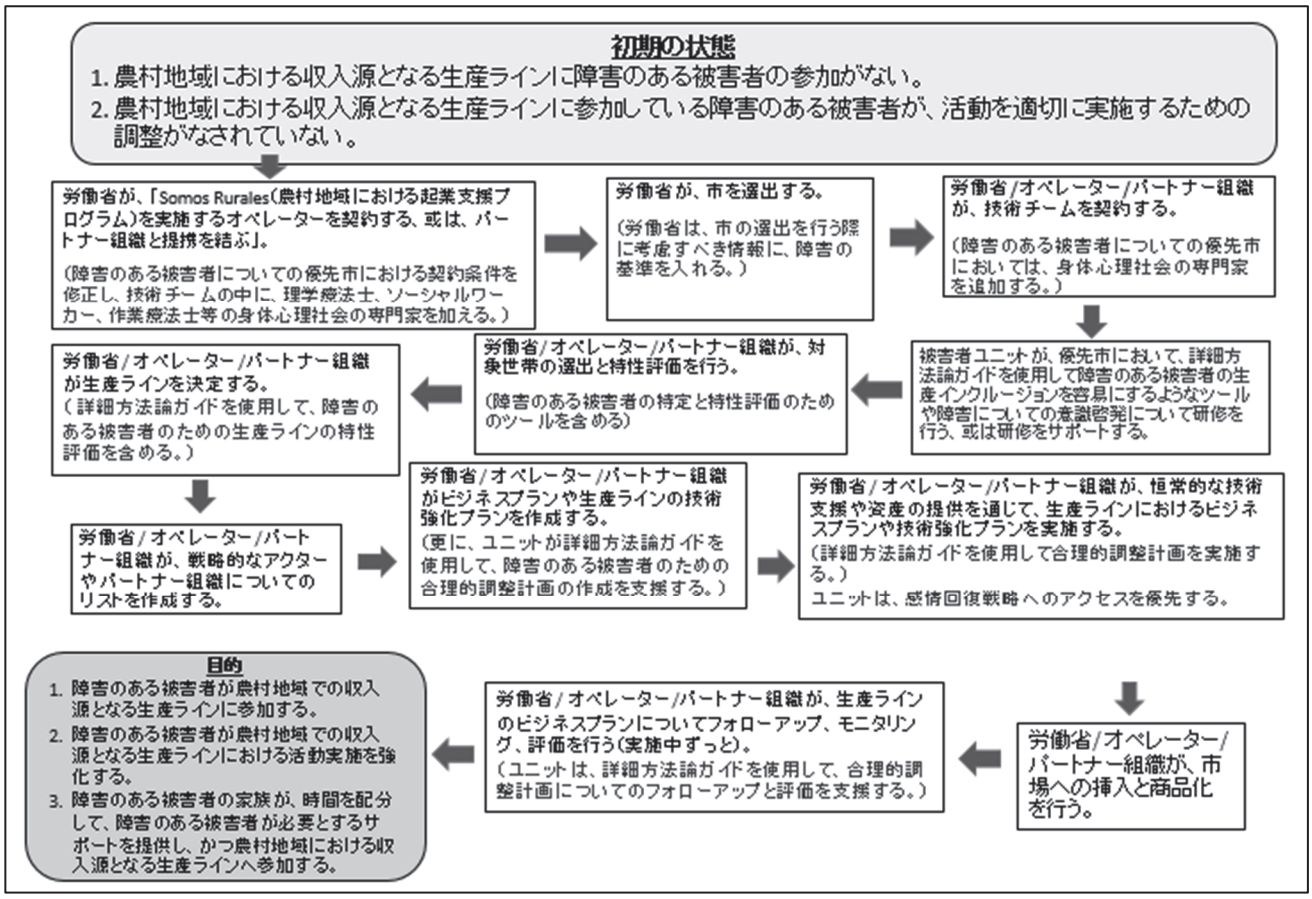

図－３　就労戦略

(4)　エンパワーメントセクターの戦略

開始当初、プロジェクトは障害のある紛争被害者と一般障害者の双方へ裨益する協力を想定していたが、成果2の活動や情報収集を通し、障害のある紛争被害者と一般障害者は抱える課題が大きく異なり、同じ戦略では課題を解決できないことが明らかとなった。そこで本プロジェクトでは、障害のある紛争被害者をターゲットとする①ピア・カウンセリング手法を通じた心のケアの推進と、一般障害者をターゲットとする②リーダーシップ向上をめざす、の2つの戦略を開発した。前者は被害者ユニットがピア・カウンセラーを雇用⇒ピア・カウンセリングを実施⇒障害のある紛争被害者の自尊心や自発性などの態度の形成をめざす戦略であり、後者は成果2で実施したリーダーシップ学校の方法論を活用し、内務省職員が優先都市を選別し、各地で1.5日間の障害者対象研修を行うことで自助団体設立やリーダーとしての能力を促進する戦略である。

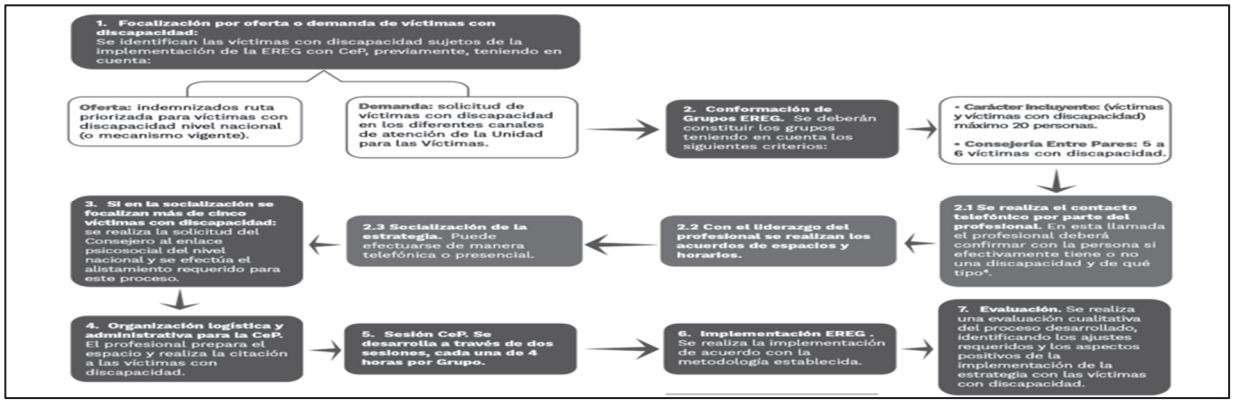

図－４　ピア・カウンセリング実施の戦略①

(5)　実施手順の和訳

1. 提案主体がユニット側からか、被害者側からかにより、対象となる障害のある被害者を選ぶ。

　以下を考慮し、ピア・カウンセリングによるグループによる感情回復戦略：(EREG) 実施対象の障害のある被害者を特定する。

・　ユニット側の場合：国レベルの障害のある被害者のための優先的ルート（または現行のメカニズム）で賠償を受けた被害者
・　被害者側の場合：被害者ユニットのさまざまな対応経路において障害のある被害者から申請がある場合

2. グループでの感情回復戦略グループの形成：以下の基準を考慮して、グループを形成する。
・　包摂的性質（被害者と障害のある被害者)、最大20名。
・　ピア・カウンセリング：障害のある被害者5、6名。

2.1　被害者ユニットの専門家により電話でコンタクトがなされる場合：職員は、その人が実際に障害があるのか、どういう種類の障害かを確認する。
2.2　職員がリーダーシップを取り、実施する場所と時間を合意する。
2.3　戦略を紹介。電話でも、または直接会って行ってもいい。

3. 障害のある被害者が5名以上いる場合：カウンセラー要請を国レベルの心理社会窓口へ行う。
4. ピア・カウンセリングのためのロジスティック面及び管理準備：職員が、会場を準備し、障害のある被害者の招集を行う。
5. ピア・カウンセリングセッション：グループごとに、それぞれ４時間のセッションを2回実施する。
6. グループでの感情回復戦略実施：定められた手法に従い、戦略が実施される。
7. 評価：実施されたプロセスについての定性評価を実施し、障害のある被害者との戦略実

施の肯定的な面や必要な調整を把握する。

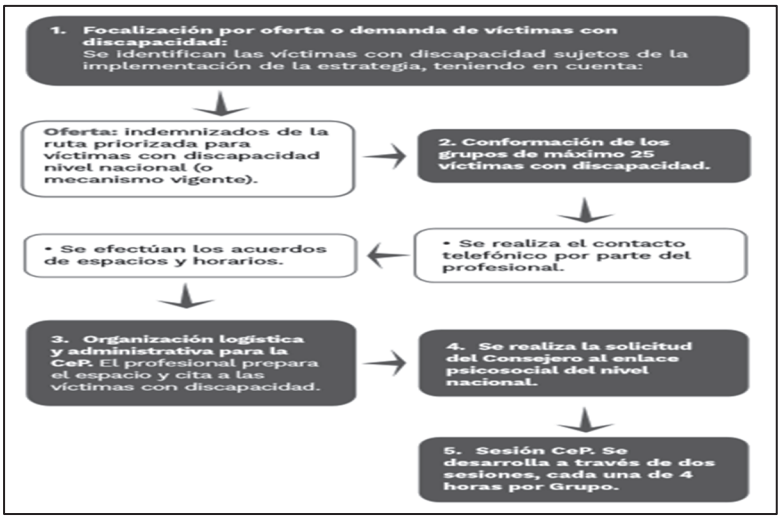

図－５　ピア・カウンセリング実施の戦略②

実施手順 : 提案がユニット側からか、被害者側からかにより、対象となる障害のある被害者を選ぶ。

以下を考慮して、戦略実施主体となる障害のある被害者を特定する：ユニット側の場合 : 国レベルの障害のある被害者のための優先的ルート（または現行のメカニズム）で賠償を受けた被害者。

① 最大で、障害のある被害者25名でグループを形成する。
- 職員側から電話でコンタクトがなされる。
- 場所と時間について合意される。

② ピア・カウンセリングのためのロジスティック面及び管理面の準備。
職員が、場所を準備し、障害のある被害者の招集を行う。

③ 国レベルの心理社会窓口に、カウンセラー要請が出される。

④ ピア・カウンセリング：セッション１：4時間のセッションを実施。
セッション2と3：4時間のセッションを2回実施。

なお本事業では障害のある紛争被害者と一般の障害者に対しピア・カウンセリング手法を技術移転し、カウンセリングを実施できる当事者の育成を行った。しかし前者は農村部出身者が多く、教育歴や障害に対する受容度合い、自発性などが異なったため、同様の研修方法論では育成できず、プロジェクト後半にようやく障害のある紛争被害者向けの方法を移転することができた。そこで、被害者ユニットは障害のある紛争被害者カウンセラーのスキルアップに係るフォローアップ協力を申請中である。

(6) 被害者セクターの戦略

被害者ユニットの地方支部窓口職員が、障害のある人や介助が必要な人に対する接客・配慮の仕方を身に着けるため、接遇研修のパッケージを開発・標準化した。人員の入れ替わりにかかわらず研修を継続できるよう、被害者ユニット本部職員が地方へ出張する形や、地方

職員が本部へ来るときに合わせて接遇研修を実施していくなど柔軟な実施体制を整備した。

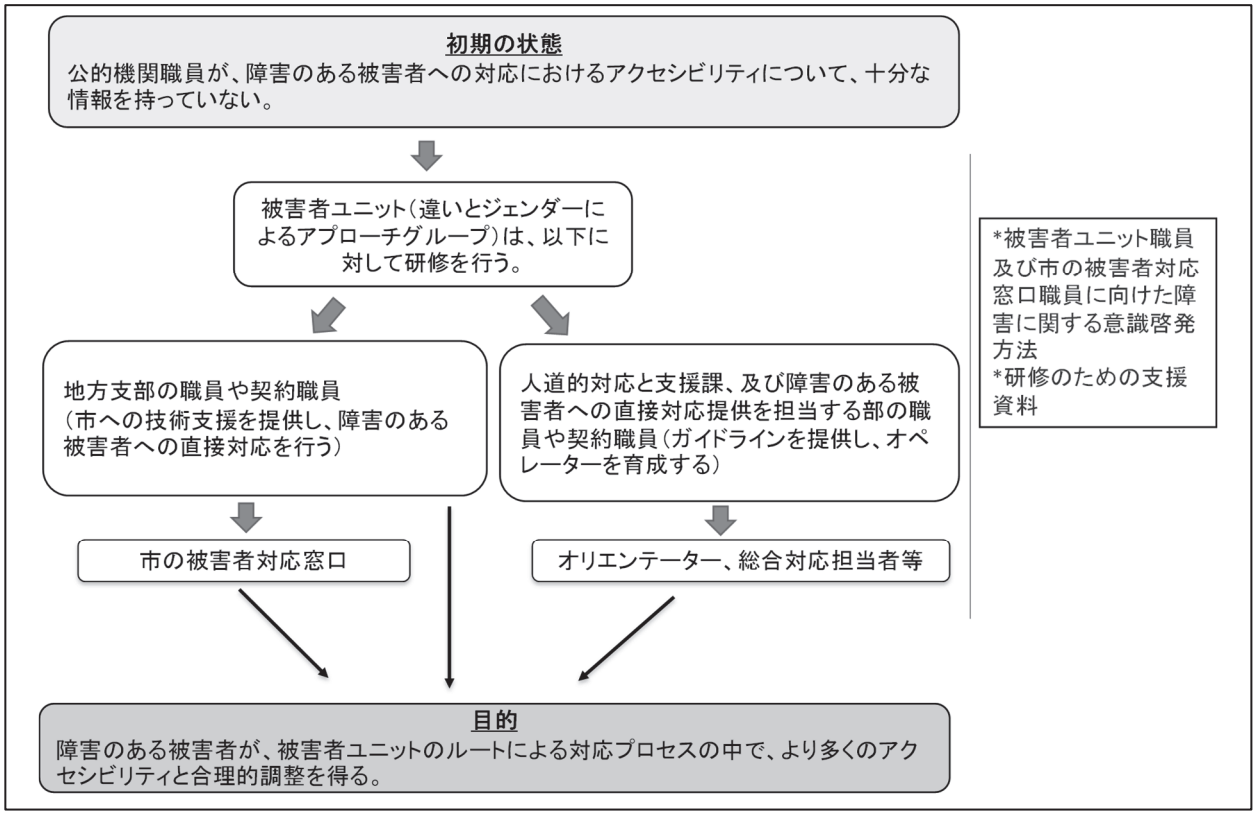

図－６　被害者戦略

３－５　成果5：パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略がまとめられる

達成度：以下の指標の達成状況から、成果5は達成されている。

成果指標	達成状況・実績
5-1　第1次パイロットサイトにおける成果をもとに、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略（仮）がまとめられる。	達成されている。 ・　2018年４月に同戦略（仮）をまとめ、省レベル担当者会議にて承認された。
5-2　第2次パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略（仮）が実施される。	達成されている。 ・　2018年6月～2019年6月まで第2次パイロットサイトにて実施された。
5-3　5-2の結果の評価をもとに、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略（最終形）がまとめられる。	達成されている。 ・　プロジェクト終了時に同戦略（最終形）を成果品としてまとめた。

第1次パイロットサイトで実施した活動をもとに、2018年5月に開催した合同調整委員会（Joint

Coordinating Committee：JCC）で仮戦略が承認された。その後サイトを変え、第2次パイロットサイトにおいて仮戦略を実行・実証し、戦略を完成させた。戦略の実証にあたっては、関係者数も多いことから、「検証モニタリングチェックリスト」を作成し、各省、県、プロジェクト担当者が収集した情報を記録し、プロジェクトチーム会議で定期的に評価した。評価の指標はセクターごとの特徴に合わせ若干異なるが、①持続性（コロンビアの省・県だけで戦略を企画・実施できるか）と、②戦略の有効性（各セクターのモデルはソーシャルインクルージョンに資するものか）は共通してチェックし、可能な範囲で優良事例の収集も行った。また2019年6月5日から12日の間、アルゼンチン共和国（以下、「アルゼンチン」と記す）・ブエノスアイレス市で開催された「第2回グローバル障害サミット」へ障害のある紛争被害者/障害当事者代表、行政官、専門家を含む計9名が参加し、コロンビアで策定中の戦略を発表し、中南米域内の障害関係者から戦略への意見を募る機会をつくることができた。戦略が確定後、プロジェクト終了後も継続的・効果的にカウンターパート機関が戦略を実施していく一助とするため、実施要領の作成（最終成果品）を開始した。2019年1月から目次案、第1ターゲット、第2ターゲット、完成イメージの検討を開始し、関係省庁の希望に沿い、「使いやすく」「他市でも応用可能で」持ち運び可能な冊子作成を行った。第1ターゲット（読み手）は各省の障害担当としつつ、県関係者や市レベル関係者も閲覧可能なオープンなマニュアルとすることが決定し、視覚障害のある行政官に向け、アクセシブルなフォーマットの冊子も作成した。

３－６　プロジェクト目標の達成状況

プロジェクト目標：「パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略が促進される」

達成度：以下の指標の達成状況から、プロジェクト目標の達成度は高い。

指　標	達成状況・実績
1.　障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略がプロジェクト関係機関により承認される。	達成されている。 ・　同戦略が関係機関により省庁担当者会議や終了時セミナー等を通じて確認・承認され、プロジェクト終了時に成果品として完成させた。
2.　各パイロットサイトの実情に応じて組まれた障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略のコンポーネントが、少なくとも80%実施される。	達成されている。 ・　第1･第2次パイロットサイトでの活動を通じて、同戦略のコンポーネントが実施された。
3.　プロジェクトのソーシャルインクルージョン戦略が、被害者支援総合補償ユニット（以下、「被害者ユニット」と記す）の紛争被害者支援総合補償計画表	達成度の見込み ・　プロジェクト期間中に、同戦略がロードマップに組み込まれた（被害者ユニット主催のSNARIV「被害者支援・総合補償国家システム」

（ロードマップ）に組み込まれる。	の年間計画に組み込み、戦略モニタリングのための指標も設定した)。

本プロジェクトは、前半（3年）の第1次パイロットサイトでの活動実施・仮戦略の策定と、後半（2年）でサイトを変えて第2次パイロットサイトでの実証の2段階のデザインであった。すべての成果は達成されており、第2次サイトの実証段階では、戦略の持続性（コロンビア機関のみで実施していけるか）と有効性（活動は障害者のソーシャルインクルージョンに資するか）を検証済である。加えて、実施要領である戦略文書をはじめ補助資料が、各セクターの関係者が日常的な業務を促進していく一助となると考える。よってパイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略が継続・促進されていく見込みは高いと判断する。

表－３　成果品・補助資料一覧

成果1	・　ベースライン調査報告書（西） ・　ベースライン調査報告書要約（英） ・　国別障害情報（和）
成果2	・　リーダーシップ学校完了報告書（西）
成果3	該当なし
成果4	【保　健】 ・　障害に関する違いに基づくアプローチと日常生活活動に関する保健セクター人材の能力強化実施方法（西） ✓　身体障害者の日常生活活動実施改善のための基本的オリエンテーション（プロフェッショナル人材向け） ✓　身体障害者の日常生活活動実施改善のための基本的オリエンテーション（介助者向け） ✓　身体障害者の日常生活活動実施改善のための基本的オリエンテーション（介護者・介添人用） ✓　精神・心理障害者の日常生活活動実施改善のための基本的オリエンテーション ✓　障害者ケアのための全般的提言 ✓　優先ケース管理のためのオリエンテーション 【教　育】 ・　コロンビア2018年政令1421号実施ガイド 【就　労】 ・　コロンビアの農村地域における障害のある紛争被害者の生産インクルージョンのための詳細方法論ガイドには、以下の附属書が含まれている ✓　基本的概念についての技術チームトレーニング方法 ✓　合理的配慮についての技術チームトレーニング方法

	✓ 就労のための基本的技量や能力についての特性評価ツール ✓ 就労のための基本的能力ディクショナリ ✓ システム化用フォーマット ✓ 合理的配慮ノートフォーマット ✓ 障害のある被害者の生産インクルージョンに関するビデオ 【エンパワーメント】 内務省： ・ 全国障害システムアクター研修ガイド（内務省、県の障害委員会技術事務局、障害者組織リーダー向け） ・ DET研修用障害啓発ビデオ 被害者ユニット： ・ 総合補償戦略「障害のある被害者のための権利アプローチによる能力強化」実施手法 ・ 合理的配慮に関するグループでの感情回復戦略（EREG） ・ コロンビアにおけるピア・カウンセリング実施とカウンセラー養成マニュアル 【被害者】 ・ 「障害についての理解のための研修」方法論には以下の附属書が含まれている。 ✓ 初期評価フォーマット ✓ 最終評価フォーマット ✓ 「バリア特定」フォーマット ✓ 「ケース分析」フォーマット ✓ 障害者との相互作用のための全般的提言 ✓ バリア除去に関する啓発のためのビデオ
成果5	・ ソーシャルインクルージョン戦略文書 （イントロダクション・保健・教育・就労・エンパワーメント①②・被害者の7冊）

＜その他＞

横断的イシュー（平和構築及び貧困削減）に関しては、以下の配慮を行った。

当初、プロジェクトの裨益者として、障害のある紛争被害者のみを想定していたが、のちに、一般障害者（紛争被害者ではない障害者）も裨益者として含むこととした。これは、紛争被害者であるか否かによって対象者を限定することが、一般障害者を排除することにつながりかねないと判断されたためである。

貧困削減については、労働セクターにおける紛争被害者向けプログラム等を通じて、農村部の収入創出・向上を図った。

第４章　合同モニタリングの結果

４－１　評価5項目を活用したモニタリング結果

2020年2月、プロジェクトカウンターパート及び専門家が協議を行い、DAC5項目評価に基づきプロジェクト5年間の活動のモニタリングを行った。結果は以下のとおりである。

(1)　妥当性

本事業は、障害のある紛争被害者/障害者の総合的な補償を掲げるコロンビア政府の政策と、被害者の社会的再統合による地域コミュニティの安定化をめざす日本の支援政策と一致しており、妥当性は高いと判断する。

・　コロンビア政府は2011年に紛争被害者への補償を定めた被害者・土地返還法を策定し、実施機関である被害者ユニットが障害者を含むあらゆる紛争被害者への補償、社会復帰支援、関係省との調整、実施状況のモニタリングを実施してきた。加えて、同政府は2011年に障害者権利条約に批准後、権利条約に基づく障害者のソーシャルインクルージョンの促進に取り組んでおり、その方向性には大幅な変更がない。したがって、紛争被害者を含む障害者のソーシャルインクルージョン促進に関する方法論の構築と具体策の制定は重要課題であり、本事業はこのような課題の解決をタイムリーに支援してきた。
事業完了時点においても、コロンビア政府による紛争被害者支援や障害者をはじめとする社会的に脆弱性の高い人々のソーシャルインクルージョン促進の方針には大きな変更はなく、本事業の成果が引き続き活用されると考えられる。

・　JICAはコロンビアにおいて「均衡のとれた持続的社会経済発展への支援」という援助の基本方針の下、「均衡のとれた経済成長」を重点分野、「地域のエンパワーメントの促進」をその優先課題のひとつとして取り組んでいる。現在その一環としての「地域開発プログラム」を立ち上げており、本プロジェクトはこのプログラムでめざしている「長年の紛争の影響で発生した国内避難民、投降兵士や地雷被災者の経済的・社会的再統合への支援を通じ、地域コミュニティの安定化」を図る取り組みに位置づけられる。

・　他ドナーとの補完関係：コロンビアの紛争被害者と障害者関連の協力活動を行っていた組織は、国連開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）、国際移住機関（International Organization for Migration：IOM）、米国国際開発庁（United States Agency for International Development：USAID）などが挙げられる。いずれも問題の一部に触れるが、本プロジェクトがめざしているソーシャルインクルージョンのセクター全般をカバーする戦略構築のプログラムではないため差別化できた。一方、プロジェクトでは、UNDPによる被害者の就労支援人材の育成プログラムの経験人材を活用し、障害がある人々に対する就労支援ができる専門職人材の育成に努めたり、本プロジェクトで導入したピア・カウンセリングを被害者ユニットがIOMと連携し、継続して他の地域で実施・

普及に努めるなどの相乗効果も生まれている。

(2) 有効性

以下の理由から、本事業の有効性は高いと判断できる。

1) プロジェクト目標と成果の因果関係

本事業では成果1をもとに成果2～5の事業設計・活動を策定し、その結果がプロジェクト目標につながるという構造になっている。具体的には、第1次パイロットサイトのベースライン調査（成果1）を通じて、さまざまな分野にまたがる紛争被害者のニーズと同パイロットサイトの現状を明らかにし、その結果に基づいて成果2～4の発現につながる事業設計・活動を策定した。さらに、成果2～4の各活動の実施から得られた成果・教訓を生かす形で、成果5で「ソーシャルインクルージョン戦略」としてまとめた。こうした成果1～5の相互関係性により、パイロットサイトの実態や課題に即した事業の実施と、実際のアウトプットに基づいた戦略策定が可能となり、結果としてプロジェクト目標の高い達成度に結びついた。

2) 成果2～5の活動策定と成果発現に必要なベースライン調査（成果1）の工夫

成果1のベースライン調査については、当初、既存のデータベース（被害者、地雷被災者、障害者に関する既存の4つのデータベース[3]）を活用した調査を行う予定だったが、被害者でかつ障害がある者の信憑性の高いデータは限られた。また障害のある紛争被害者の生活状況や社会参加の現状・ニーズなど質的な情報も整備されていなかった。よって、第1次パイロットサイトに現地入りして、障害のある紛争被害者と同サイトの実情を把握するという調査方法を採用した。同調査の結果に合わせてプロジェクトスコープを修正することで、成果2～4において現実に即した有効な活動を設計することが可能となり、結果として、より直接的にプロジェクト目標に貢献し得る成果・活動の策定をすることができた。

3) 前半の第1次パイロットサイト所在県で取得した経験と形成した方法論を、そのまま全国展開するのではなく、選定された第2次パイロットサイト（第1次パイロットサイトと同県内）にプロジェクトを展開する現実的な対応策をとった。その結果、第1次パイロットサイトでの活動から得られた成果や教訓を踏まえて調整した活動を第2次サイトで検証することができ、プロジェクト目標である戦略を、戦略の実現可能性の高い方法で形成・促進することができた。労働省や保健省は他市展開を検討しており、有効で価値が認められる戦略とすることができたといえる。

(3) 効率性

本事業は以下のとおり、投入が成果の達成に貢献しており、投入の量・質・タイミングの効率性は高いと判断できる。

[3] 被害者統一記録（RUV）、保健・社会保障省の障害者在所・特性記録（RLCPD）、DAICMAの地雷対策情報管理システム（IMSMA）、統計局の国勢調査データ。

・ 中央での合同調整委員会（JCC）以外に各県、各市で委員会を設けたことで、セクター関係者間及び中央と県・市レベル間での情報・グッドプラクティス・知見の共有や課題検討が可能となり、関係者間の共通理解の促進が図られた。これにより、各種の活動が効率的・効果的に実施することができ、成果2～4の発現に貢献した。

・ カウンターパートの被害者ユニットはプロジェクトダイレクター、マネジャーに加え、プロジェクト担当者を配置した。コロンビアではプロジェクト担当者の交代が頻発する傾向があるが、プロジェクト実施期間全体にわたり同一担当者がプロジェクトに従事したことにより、適切な業務の遂行と、中央・県・市レベルの関係者との連携・協働に大きく寄与した。これにより、プロジェクト実施期間の途中で関係者間の連携・協働が途切れることなく継続し、スケジュールに沿った活動実施が可能となった。

・ 障害のある紛争被害者がより広範に裨益を受けられるよう、低コストまたはコストゼロで実行可能な合理的配慮を提案し、限られた人材・財源を効率的に活用することで、費用面・時間面で効率的な活動を促した。

・ 第1次パイロットサイト2市（グラナダ市、エル・カルメン・デ・チュクリ市）での活動実施経験から、プロジェクト活動の効率性や有効性を左右する条件・要因を分析し、第2次パイロットサイト市の選定基準として用いた。具体的には、治安状況（JICA安全基準、地雷等の汚染レベル）、在住被害者数、登録障害者数、障害者政策・委員会の有無などに加え、県都からのアクセスのしやすさや市長のイニシアティブの度合い等も考慮した。その結果、第2次パイロットサイト市では、現地の状況やニーズにより適合した活動を効率的・効果的に展開することができ、特に成果5の戦略策定に必要なアウトプットを生み出すことに貢献した。

・ 在コロンビア日本大使館の草の根・人間の安全保障無償資金協力によって、パイロットサイト市であるグラナダ市に障害者のソーシャルインクルージョンセンターが建設された（2016年）。同センターはプロジェクト活動等を実施する際の拠点となり、効果的な連携が進み、グラナダ市全体のソーシャルインクルージョンの促進に寄与した。

・ サンタンデール県に配属された青年海外協力隊（Japan Overseas Cooperation Volunteers：JOCV）2名（理学療法士、コミュニティ開発）やアンティオキア県に配属されたJOCV3名（理学療法士、作業療法士）と緩やかな連携を図った。一例として、エル・カルメン・デ・チュクリ市に配属されていた作業療法士とは、保健分野の研修実施時に協働し、情報交換などを行った。また、JOCVに対する積極的なプロジェクト情報提供や、終了時セミナーへの参加を促した。その結果、プロジェクト終了後もJOCVを通じたプロジェクト成果の波及可能性を創出することができた。

(4)　インパクト

本モニタリング時点でいくつかのポジティブな変化が確認されている。本事業による負の効果は観察されていない。

・　本プロジェクトで策定した戦略は労働省、保健省、内務省により対象県以外の県へも紹介されており、上位目標は部分的に達成されている。

・　就労セクターの戦略を通じ、対象障害者とその家族の収入が向上しただけでなく、それに影響を受け、以前は屋外へ出なかったり、家族以外の人との交流がなかった他の障害者がコミュニティ内で見える存在となり、適切な医療サービスを受けたりするようになった。

・　グラナダ市では、市の中心広場や教育施設にスロープや障害者用トイレの設置、グラナダ市の公立学校に障害者用トイレの設置が実施された。

・　セクターを超えた県、市委員会を実施したことで、従来縦割り行政であったものが、共通の目標を達成するという認識の下、関係者が相互に連携を図るようになったことが大きなインパクトとして指摘されている。

・　マリニージャ市、レブリハ市、プエルト・ウィルチェス市では障害者の社会参加に対する関心が向上し、2019年度から新たな障害者スポーツプロジェクトを開始した。

・　被害者ユニットは本プロジェクトで得た学びを既存の障害のある国内避難民プログラムに応用するようになった。

・　ピア・カウンセリングを受けた農村部の障害のある紛争被害者が、自尊心や自信を回復するようになってきた。

(5)　持続性

本プロジェクトの持続性は以下のとおり見込まれる。技術面では一部のフォローアップが必要と判断できる。

1)　政策・制度面からの持続可能性

障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンを促進するコロンビアの「被害者法」は憲法で制定されており、同法の2021年以降の期限延長を国会審議に諮る旨、大統領が宣言していることから、協力終了後も継続すると見込まれる。

2)　組織・財政面の持続可能性

本プロジェクトの主要カウンターパートである被害者ユニットは同国の憲法に基づく「被害者法」の制定により設立された組織であり、プロジェクト終了後も成果の普及に関

する取り組みを継続的に推進することが見込まれる。財政面ではコロンビアの国家経済社会政策審議会（CONPES）が2012～2021年の10年間にわたる「被害者法」実施に係る資金計画を既に策定しており、同法の持続可能な実施に必要な予算が設定されているため、プロジェクト終了後もコロンビア側自らの取り組み推進に必要な財源が確保される可能性は高いが、今後も十分な活動資金の確保に努める必要がある。

「被害者法」の期限が延長される場合、新たな財源が確保されることとなる。

3） 技術面の持続可能性

・ プロジェクト終了後に戦略モニタリングを担う被害者ユニットには、プロジェクト実施期間全体にわたりプロジェクトに従事した障害担当職員が引き続き雇用されている。また本プロジェクト雇用スタッフがプロジェクト終了前にカウンターパート機関に雇用されている。被害者ユニットは今後も導入した技術を定着・継続させる必要がある。

・ 本事業では2017年から障害のある紛争被害者と一般の障害者に対しピア・カウンセリング手法を技術移転したが、教育歴等が異なり同様の研修方法論では育成できず、2019年になって障害のある紛争被害者向け方法論が完成した。上記を受け、被害者ユニットは障害のある紛争被害者カウンセラーのスキルアップに係る現地国内研修を申請中である。

４－２　プロジェクトに影響を及ぼした事項とリスク管理

(1) 想定されたリスク：治安の悪化及び大統領・全国統一選挙の影響

・ 治安上支障が少ないと想定された第1次、第2次サイトを選出したが、2017年ころより隣国ベネズエラ・ボリバル共和国（以下、「ベネズエラ」と記す）の政治経済状況の悪化により、多数の難民がコロンビア国内に流入し、都市部や国境周辺地域を中心に、路上生活者の増加、教育・医療現場での対応、犯罪組織への加担などさまざまな課題が発生した。サイトでの活動や専門家、カウンターパートの出張に大きな支障や影響が出ないよう、県・市の関係者から適宜情報収集を行った。

・ 全国統一選挙により、両サイトの県知事、及び市長、プロジェクトに関連した主だった職員が2016年1月より交代した。対処として、引継ぎの依頼、新市長及びその関係者へプロジェクトの紹介や関係構築を行い活動の円滑な継続へと導いた。

・ 2018年8月の新大統領就任後、被害者ユニット組織の統廃合や被害者ユニット職員人事に影響が出る可能性があったため、プロジェクトはなるべく体制や人の異動に左右されないプロジェクト運営体制を構築すべく、県によるプロジェクトの関与を強めてきた。またサイト市の4年間の開発計画の中に、障害者と紛争被害者のソーシャルインクルージョンに対する方針を盛り込むよう助言し、加えられた。結果として、新政権になっても政府の紛争被害者支援の方向性や体制は大幅には変更されず、活動は大幅な遅れなく続けられた。

・ 2018年8月の新大統領就任後、プロジェクト協力機関である労働省、教育省、保健・社会保障省、内務省はいずれも国連の障害者権利条約に基づく国内法（障害者の雇用率、インクルーシブ教育、障害認定、政策委員会の設置等）の実施を継続し、大臣やプロジェクト関係者の交代後も方針の大幅な変更はなかった。

(2) 想定外のリスクへの対応

・ ベースライン調査の結果､コロンビア側のカウンターパート機関(省庁)の数が増加し、プロジェクトチームと中央省庁間における計画・実施・進捗の確認、予算等について連携強化を図る必要があった。対応策として、2016年4～5月に日本人専門家の執務室をメデジン市の被害者ユニット支部から首都ボゴタの本部へ移転した。

・ 第１次パイロットサイトのエル・カルメン・デ・チュクリ市とグラナダ市が、実際には地雷の高レベル汚染地域であり、関係者の身の安全を確保しながら活動を行う必要があった。よって旧DAICMAから適宜情報を入手し、留意しながら活動を行った。

・ 全国的なゼネスト・学生デモの頻発：2018年10月ごろより労働組合、公立学校教師、航空会社によるストライキやデモが全国的に頻発し、計画していた研修活動が実施できない等の事態が起こった。状況に応じ、専門家は遠隔で指導するなどの工夫をした。

４－３ 類似案件から生かした教訓

・ 2007年から2012年にかけて実施されたコスタリカ共和国（以下、「コスタリカ」と記す）「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化」（2007年～2012年）が本プロジェクトと類似性の高い案件であった。同案件では「障害者のエンパワーメント」の達成を成果に加えたことで、障害者のニーズが事業に反映され、プロジェクト終了後も活動が持続する大きな要因となったことから、本事業でも成果2に障害者のエンパワーメントを内包化し、リーダーシップ学校の企画・運営には裨益者である障害者リーダーの積極的な参画を図った。その結果、同国には珍しく交通費や昼食代を提供しなかったにもかかわらず、9割の障害者リーダーが卒業し、啓発活動を積極的に進めている。

・ JICAが全世界的に普及させているDETの手法はコロンビアでも非障害者の障害に対する見方を変えるのに適切であったと評価できる。他方、本研修は育成した障害者ファシリテータのその後の持続面のモデルが限られるため、他国でDETフォーラムの運営を通じた収入創出の模索を続けるモンゴル国（以下、「モンゴル」と記す）のファシリテータとSkypeをつなぎ、彼らとコロンビア人ファシリテータが現状と課題、課題解決の方法を検討する場を設置した。その結果、フォーラムの設立＝即持続性につながるわけではなく、フォーラムの継続には長期的な時間が必要であることから、コロンビアでは各個人・団体がDETを実践していくという一定の方向性が合意された。

４－４　本プロジェクトで得られた教訓

本プロジェクトの実施を通じて得られた教訓は以下のとおりである。

- 社会参加推進の土台となる啓発研修：教員や医療関係者、被害者サービス従事者は、障害児・者以外にも貧困や移民支援など多くの課題に時間が割かれている。彼らのモチベーションを高めるため、障害の社会モデルの理解を促す啓発研修は、障害者のニーズに気づく良い機会とツールを提供し、非障害者のモチベーションの向上に大きく貢献した。

- 障害のある紛争被害者と一般障害者のニーズの違い：本事業はコロンビア政府の優先課題であった障害のある紛争被害者に加え、日本に協力ノウハウのある一般障害者も裨益者に含める設計であった。しかし実際には2グループが抱える課題は大きく異なったうえ、管理面・技術面・財政面をそれぞれ別の政府機関（被害者ユニット及び内務省）が管轄しており解決アプローチも異なった。同じ障害者でも、異なるグループが存在する場合、各機関の管轄についてはプロジェクト実施前に十分検討する必要がある。

- 裨益者である障害当事者の参画を戦略開発のプロセスに積極的に導入したことが、事業実施の効率化に大きく寄与した。

- 現場支援者（教員や医師）に技術支援を行う省、県や市の職員は、障害に関する知識や法律の提供だけでなく、障害のある人々の生活や現状を充分に理解したうえで技術支援を行うことが非常に効果的であるため、現場に足を運ぶ姿勢が肝要である。

- 持続発展性の担保には、コロンビアの各省が有する既存プログラム（例：被害者プログラム）へ障害の視点や技術を導入する方法が効果的であった。

第５章　上位目標の達成への道筋

５－１　上位目標達成の見込み

プロジェクト終了後は、被害者ユニットが被害者支援・総合補償国家システム（SNARIV）「啓発に関する小委員会」を、年4回開催し、被害者支援を担う行政官と障害当事者委員がソーシャルインクルージョン戦略の実施状況を監視する計画である。そこでプロジェクト期間中（2019年12月）に同委員会で議論を行い、①ソーシャルインクルージョン戦略が継続・新たに導入された市の数、②同戦略に基づき実施した各種研修の数と種類、③同戦略により裨益した障害のある紛争被害児・者、④被害者ユニットが主導する心理ケアを受けた障害のある紛争被害児・者数、を具体的な指標とし、進捗状況を監視することになった。プロジェクト終了後も引き続き、被害者ユニットが同委員会を開催する必要がある。

５－２　コロンビア政府の実施体制と計画

被害者ユニット及び保健省、教育省、労働省、内務省は本プロジェクトの成果を活用し、パイロットサイトでの戦略の継続と新しい市へ普及を続けていくことが望まれる。そのためには、被害者ユニット及び上記した啓発に関する小委員会が適切にモニタリングを行い、各省庁・県内のセクター関係者の連携強化を働きかけ、必要に応じ、同戦略を省、新たな県、市の行動計画に反映していく努力を続ける必要がある。

５－３　コロンビア政府に対する提案

- 一部省庁は既に開始しているが、本プロジェクトの成果（戦略）のパイロットサイトでの継続及び他市への普及拡大を提言する。

- 各省庁が可能な限り同じ都市で戦略を導入し、卒業した障害児への就労トランジッション支援など、セクターの連携による相乗効果を図っていくことを期待する。

- 各省庁がさらなる障害者雇用を進め、啓発研修の講師などの形で当事者が戦略にかかわっていくことが望ましい。視覚障害のある行政官については、本プロジェクトで作成したアクセシブルなフォームの戦略文書を十分に活用してもらいたい。

- 2019年6月5日から12日の間、アルゼンチンで開催された「第2回グローバル障害サミット」で、カウンターパートがコロンビア政府による戦略策定の動向と成果を発表したところ、中南米諸国の参加者から大きな関心と質問が寄せられた。今後もコロンビア政府が戦略の実施状況と成果を積極的に近隣諸国へ発信し、国連の障害者権利条約には批准したものの、障害者の社会参加の実現に課題を抱える多くの中南米諸国の参考となることを期待する。

５－４　JICAによるモニタリング計画

- JICAコロンビア支所は「啓発に関する小委員会（年2回）」に招待され、代表者が同委員会に参加する。

・　被害者ユニットの「違い・ジェンダーグループ」がJICAコロンビア支所へ年1回、戦略のモニタリング報告書を提出し、JICA側が被害者ユニットへ助言・コメントを返送する。

・　これらの活動を通じてプロジェクト終了後の進捗状況を把握し、戦略強化の必要性がある場合、支援の検討を行う。

ジャイカ
JICA